第71号議案 平成23年度 第2号) 般会計補正予算

歳出 土木費 住宅リフォーム緊急助成事業 2億1819万円

事業実施による経済波及効果は?

(質疑) ①事業の目的は ②事業の概要は いるか 工業者は市税などの税金の完納を要件として された理由は 済波及効果は 度との併用ができるのか ④市においての経 工事費を把握しているのか ⑧3年間の予算の配分と年度末の繰 ⑤3世代同居住宅の増築が外 ⑥リフォーム工事の具体的な ⑦工事を行う施 ③他の制

(答弁)

①住宅の性能向上及び林業の振興、緑化推進を 7億8000万円、年度末の繰越は、今後県と 対して制限を設けていない ⑧23年度1億7 件当たり約150万円と試算 ⑦施工業者に 助成対象には当たらないとの判断から 基本助成の中で手当てされており、今回の市の 算していない。県では経済波及効果は工事費 れがさらにどのように波及していくのかは試 ④直接的には経済波及効果はあると思うが、そ ので詳細についてはサポート機関で相談を 的に可能。なかには併用できないものもある 目的としている ② (表1のとおり) ③基本 600万円、24年度2億5400万円、25年度 の
 74倍と試算されている
 5県制度の **6**

譿

/表1/

対象住宅	区分
育する住宅(延べ床面 積50 ㎡以上)	主な内容

助 対象工事 成 額 修・補強・増築など) 5万円以上の住宅リフォーム工事(修繕・補 ③佐賀市上乗せ助成額(項目ごとに定めた ②加算助成額(項目ごとに定めた額の合計 ①基本助成額 (工事費の15%・限度額20万円 額の合計・限度額10万円) 限度額20万円)

募集方法 市報・ホームページ等で案内し、専門窓口で ※①+②+③で最高50万円を助成。ただし、 工事業者が①及び②は県内、 あることが条件。 ③は市内で

の機関)→③市に申請書を提出→④市で審査①工事見積→②申請書の事前審査(県指定 認の依頼 先着順に受付。 書を提出→⑨市で審査→⑩助成 →

⑤助成の決定→

⑥工事の

実施→

⑦工事確 (県指定の機関)→⑧市へ実績報告



手続き等

協議し工夫していきたい。

第71号議案 平成23年度 第2号) 般会計補正予算

歳出 民生費 私立保育園整備助成経費 1億6170万円

何機児童の解消につながる事業か?

①待機児童の今後の推移をどのように判断して 協議は 舎と聞いているが、保育園部分に限られた補助 う考えているか ③1施設に50名という大幅 な増員を認めている理由は ⑥補助金額の算定基準は。 ②待機児童の地域的なばらつきをど ⑤今回の対象施設は幼保連携型の園 ④周辺施設との

(答弁) ①未就学児童の総数は毎年減少しているが、保 があり、定員増が多ければ待機児童の解消に大 される実態がある ③今年度の入園申込者は5 の勤務地の都合などにより広域の範囲から希望 は、地元(近隣)の児童ばかりではなく、保護者 いのは鍋島、兵庫、高木瀬地区などだが、保育園 児童もここ数年は続く可能性が高い ②特に多 ⑥国の補助基準にしたがって算定している。 れていない ⑤認可保育園部分への補助である しての周辺施設との協議は、法的な要件にはさ 協議は行っていない。また、保育園の定員増に際 までは必要はないというふうに判断をしたため、 から入所されることもあり、周辺施設との調整 きく寄与すると判断した ④保育園は広い範囲 5月から発生するような状況で、今回の対象施 月時点で昨年度比89名の増であり、待機児童も 育所への入所希望者は年々増加しており、待機 童への対応は、ある程度広範囲で考えていく必要 設からは50名定員増の申し出があった。待機児

備が49着、

第85号議案 財産の取得について

されるのか? 購入する消防団員用防火衣はどのように配布

(質疑)消防団員用防火衣一式を購入する議案であるが 要因は ⑥購入した物品は消防団員に対し、いつ、どの 19者のうち棄権が3者、辞退が10者あるがその ように配布されるか。 入札の応札者数は ③落札率は ④入札指名者 ①購入する物品の内容及び数量は ⑤落札率が高いと思うがその要因は ②指名競争

(答弁) ①防火衣、ヘルメット等を1セットとして、全 呼びかけを行ったが、その中には専門分野が違 部で1200セット ②6者 き5着の1030 今年度内に配布する予定。内訳は車両1台につ 限られるため、競争原理が働かないこと等 ⑥ うところも含まれていたこと等 ④市内に本店を置く消防器具の登録業者全体に 3 9 9. 6 % ⑤メーカーが



第88号議案 第87号議案 訴訟上の和解について 平成23年度 (第3号) 一般会計補正予算

歳出 総務費 賠償金 8億5000万円

原告佐賀ガス㈱による損害賠償等請求事件の経緯は? ①和解に至るまでの経緯は ②和解金の内訳は の責任を問えないか 過ぎており時効とならないか ③ガス事業譲渡契約の瑕疵担保責任期間1年を ⑤和解に同意した理由は ④工事請負業者

⑥民間譲渡を急いだことが原因ではないか

(答弁) ① (表1のとおり) 判所の和解案に従うものだが、市民には大変な するため、当時のガス局の資料から推測し譲渡 賀ガス㈱の主張どおり非裏波溶接であったこと すでに施工後30年以上が経過しており、時効に どういう指示をしていたか明確でない。また、 理由から、時効とする主張は裁判所に退けられ 及んでおり、これによる損害が甚大であるとの とすることを前提とした譲渡契約であるにもか 通達に基づき昭和45年以降の埋設管を裏波溶接 市の責任をどう考えるか。 方での確認が不足していたとの思いもあり、裁 なかった可能性もある ⑦譲渡する時点で、双 した。検査を行っていればこういう状況になら た ⑥埋設管の検査には相当の費用と時間を要 を大きな理由に市の主張が通りづらいと判断し る埋設管鑑定が実施された10ヵ所すべてが、佐 より責任を問うことはできない ⑤裁判所によ かわらず、非裏波溶接された埋設管が広範囲に ④当時の関係書類が残っておらず、業者に ② (表2のとおり) ③ 国 の

△表1∨

9 月	平成23年1月	8月	平成22年7月	平成21年2月	平成18年9月	11 月	2 月	平成17年1月	11 月	平成16年3月	平成15年4月	時期
9月26日付けで双方合意⇒市議会に和解議案(和解金額 8億5000万円)右記が不調に終わり再度和解勧告案	佐賀地方裁判所から和解勧告案	埋設管の鑑定実施埋設管の鑑定実施	埋設管の鑑定申出書を佐賀地方裁判所に提出	所に提出(変更請求額 約13億3320万円)佐賀ガス㈱が訴え変更申立書を佐賀地方裁判	判所に提起 (請求額 約13億1807万円) 佐賀ガス㈱が損害賠償請求訴訟を佐賀地方裁	損害賠償の金額を裁判にゆだねる旨を通知	認める回答を提出譲渡資産の更正、内管漏洩の協議を追加して	受理 佐賀ガス㈱から上記回答に対する反論文書を	変成触媒の費用負担だけを認める回答を提出	求書を受理 佐賀ガス㈱から隠れた瑕疵による損害賠償請	(譲渡価格 約3億8784万円)ガス事業を佐賀ガス㈱に譲渡	事項

△表2∨

	争その出	③変成触	②架空	①アスフ	
和解金額	④その他の事情等	③変成触媒費用等	の資産計上	ノァルトジ	項
額 合計	(遅延損害金ほか)		②架空の資産計上による譲渡価格の	①アスファルトジュート巻鋼管代金	目
8億5000万円	1億5197万円	1064万円	7 2 2 2 万 円	6億1517万円	金額

不信感を与えてしまい申し訳なく思っている。